Ⅱ　投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金等の取得による支出	△	83,830
定期預金等の払戻による収入		83,830
金銭信託の取得による支出	△	561
有価証券の取得による支出	△	14,863
有価証券の償還による収入		5,000
出資金の分配による収入		304
有形固定資産の取得による支出	△	29,054
無形固定資産の取得による支出	△	440
有形固定資産及び無形固定資産の売却による収入		2
施設費による収入		2,886
小計	△	36,726
利息及び配当金の受取額		620
投資活動によるキャッシュ・フロー	△	36,105
Ⅲ　財務活動によるキャッシュ・フロー		
ファイナンス・リース債務の返済による支出	△	1,617
ＰＦＩ債務の返済による支出	△	233
割賦債務の返済による支出	△	1
長期借入金の返済による支出	△	1,718
国立大学法人等債償還引当特定資産の繰入による支出	△	350
小計	△	3,920
利息の支払額	△	1,269
財務活動によるキャッシュ・フロー	△	5,190
Ⅳ　資金に係る換算差額		26
Ⅴ　資金の減少額	△	18,508
Ⅵ　資金期首残高		91,443
Ⅶ　資金期末残高		72,934

損 失 の 処 理 に 関 す る 書 類　（単位：百万円）

Ⅰ　当期未処理損失			2,541
当期総損失		2,541	
Ⅱ　損失処理額			
前中期目標期間繰越積立金取崩額	2,541		2,541
Ⅲ　次期繰越欠損金			―

注　　記

（重要な会計方針）

国立大学法人会計基準（「「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」報告書」（国立大学法人会計基準等検討会議　令和６年２月21日改訂））及び「「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」に関する実務指針」（文部科学省　日本公認会計士協会　令和６年６月13日最終改訂）（以下「国立大学法人会計基準等」という。）を適用して、財務諸表等を作成しております。

１．運営費交付金収益及び授業料収益の計上基準

原則として期間進行基準を採用しております。

ただし、特殊要因運営費交付金等については費用進行基準を採用し、また一定の基幹運営費交付金（ミッション実現加速化経費）については文部科学省の指定に従い業務達成基準を採用しております。

また、国立大学法人大阪大学業務達成基準取扱要領に基づき総長の承認を得たプロジェクト事業については、業務達成基準を採用しております。

２．減価償却の会計処理方法

⑴　有形固定資産

定額法を採用しております。

耐用年数については、法人税法上の耐用年数を基準としておりますが、主な資産の耐用年数は以下のとおりであります。

建物	５～50年
建物附属設備	３～18年
構築物	３～75年
工具、器具及び備品	２～20年

受託研究収入等により購入した償却資産のうち、令和４年度以前に取得したもの及び令和５年度以降に取得したもので研究期間終了後に他の目的で使用が困難なものは、研究期間を耐用年数としております。

また、特定の償却資産（国立大学法人会計基準第78）及び資産除去債務に対応する特定の除却費用等（国立大学法人会計基準第86）に係る減価償却相当額については、減価償却相当累計額として資本剰余金から控除して表示しております。

⑵　無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（５年）に基づいております。

３．徴収不能引当金及び貸倒引当金の計上基準

将来の貸倒による損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については、個別の債権の回収可能性を検討して回収不能見込額を計上しております。

４．賞与引当金及び見積額の計上基準

①　運営費交付金により財源措置がなされる教職員に対しては、賞与引当金を計上しておりません。

②　運営費交付金により財源措置がなされない教職員に対しては、当該教職員に対する支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を賞与引当金として計上しております。

なお、資本剰余金を減額したコスト等に関する注記における賞与引当増加相当額は、当事業年度末の賞与引当増加相当額から前事業年度末の同相当額を控除した額を計上しております。

５．退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準

退職一時金については、運営費交付金により財源措置がなされるため、退職給付に係る引当金を計上しておりません。

なお、資本剰余金を減額したコスト等に関する注記における退職給付引当増加相当額は、国立大学法人会計基準第83第４項に基づき計算された退職一時金に係る退職給付引当金の当期増加額を計上しております。